

【厚生労働省】若者雇用促進法：求人不受理や保留が

544 件 最多は労働時間違反

厚生労働省の集計によると、ハローワークにおいて若者雇用促進法に基づき企業からの求人申込みを不受理扱い（職業紹介の一時保留含む）とした件数が、今年 6 月末までに 544 件に達していたことが分かりました。同法では、労働基準法違反など一定の労働関係法令違反が判明した企業に新卒者を紹介しない求人申込み不受理条項を設けています。不受理件数が多かったのは、週 40 時間労働制違反でした。来年 3 月には不受理条項の適用が全ての一般求人に拡大することが決まっています。

平成 27 年に改正した若者雇用促進法では、ハローワークにおいて、労働関係法令違反があった企業を新卒者などに一定期間紹介しない、求人申込み不受理条項（同法第 11 条）を新設しました。就労経験が浅く、情報の収集・活用が未熟で職業選択に不安のある新卒者のミスマッチを解消する狙いです。

同不受理条項が施行された 28 年 3 月 1 日から今年 6 月までの状況を集計したところ、不受理と職業紹介の一時保留を合わせた件数が 544 件に達しました。このうち実際に不受理となったのは 230 件でした。

不受理件数のうち最も多かったのは、労働基準法第 32 条第 1 項の週 40 時間労働制に違反した 102 件となっています。次いで、同法第 37 条第 1 項の割増賃金違反が 64 件、同法第 32 条第 2 項の 1 日 8 時間労働制違反が 64 件となっています。このほか、労働条件明示違反と賃金全額払い違反がともに 16 件ありました。

不受理は、1 年間に 2 回以上同一条項の違反で是正勧告を受けたり、違法な長時間労働を繰り返す企業として公表された場合、あるいは送検され公表された場合に対象となります。

不受理期間は、法違反が是正されるまでの期間に是正後 6 ヶ月を合わせた期間が対象。送検のケースでは 1 年経過するまでとしました。

厚労省は、来年 3 月 30 日から求人申込み不受理条項を一般の全求人申込みにまで適用拡大します。29 年の職業安定法改正で新設しました。国会の「附帯決議」で、不受理対象の範囲拡大が指摘されていたものです。

新卒者と同様に、労基法、最低賃金法、職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの違反が対象となります。

職安法第 5 条によると、ハローワークは原則として全ての求人申込みを受理しなければなりませんが、求人内容が法令に違反している場合に加えて、一定の労働関係法令に違反し、処分、公表された企業からの求人申込みは不受理とすることができると改正しました。